

6. 敷地外設置（条例第9条第1項）について

附置義務駐車施設等は建築物の敷地内に附置することが必要ですが、特にやむを得ない場合（条例第9条第1項、基準第6条）に限り市長の承認を受けて、建築物の敷地外に当該建築物の附置義務駐車施設等を設置することができます。

（1）条例第9条第1項、基準第6条関係（特にやむを得ない場合）

ア承認に必要な条件（いずれかに該当）

（ア）他の法令の規定により駐車施設等を附置することができない場合

（イ）敷地の状態が著しく不整形又は狭小な場合

注1）敷地の状態が狭小な場合とは、敷地間口が狭小で車路幅員等を確保すると1階部分の階段、エントランス等がとれなくなる場合をいいます。ただし、奥で敷地が広がっている場合は、この限りでありません。

注2）1階部分に店舗等を設置することにより、車路幅員等が確保できないような場合は、間口狭小とはみなしません。

（ウ）前面道路の交通安全上又は災害防止上、当該道路に駐車施設等の出入口を設けることが好ましくない場合

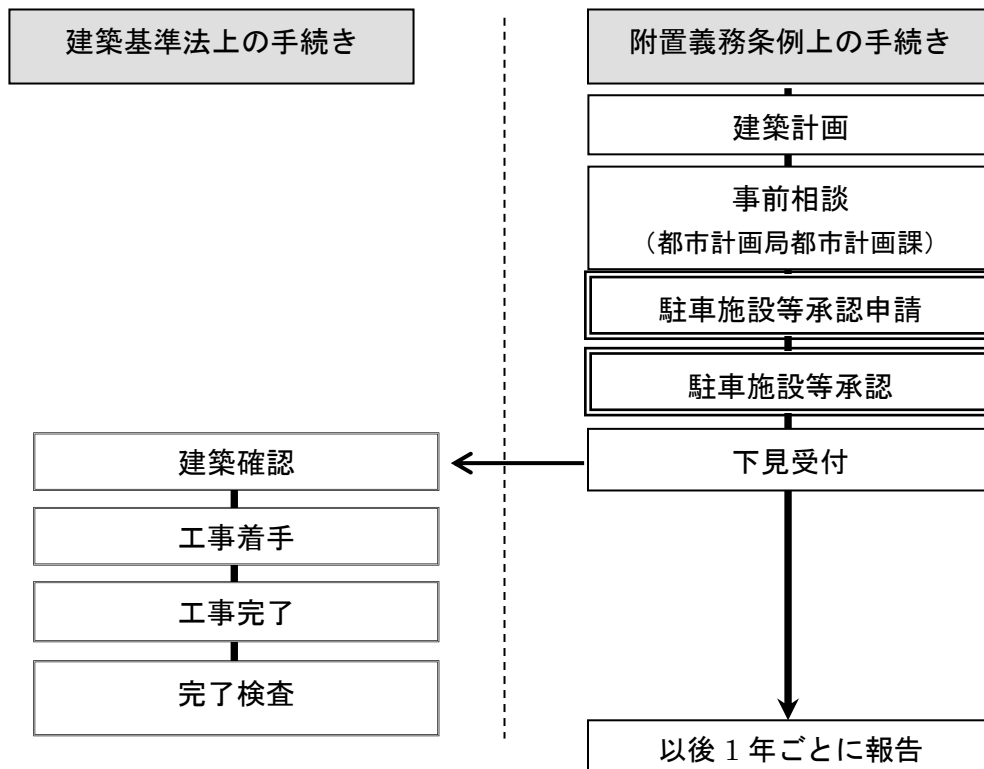
（エ）建築物の構造上又は事業計画上駐車施設等を附置することができないものについて、条例第3条から第6条の規定により駐車施設等を附置すべき者が、当該建築物の敷地からおおむね350m以内で所有する土地に所有する建築物である駐車場に駐車施設等を設置する場合

（2）敷地外駐車場の条件

（ア）当該建築物の敷地からおおむね350m以内の駐車施設等

（イ）条例、規則および基準に適合する駐車施設等

（3）承認及び建築行為の手続きの流れ



※申請から承認までの間に約2週間必要です。

(4) 承認の申請に必要な書類

条例第9条第1項の適用を受けようとするものは建築確認申請前にあらかじめ市長の承認を得る必要があります。(条例第9条第3項、規則第8条第1項)

・ 駐車施設等承認申請書 3通 (このうち、2通は写しでも結構です)

・ 駐車施設等承認申請書の添付書類 各3通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	駐車施設等使用承諾書		別記様式見本あり
2	付近見取図	1/5,000 以上	
3	配置図	1/300 以上	予定建築物
4	各階平面図	1/300 以上	予定建築物
5	断面図	1/300 以上	予定建築物
6	立面図	1/300 以上	予定建築物
7	配置図	1/300 以上	敷地外駐車場
8	各階平面図	1/300 以上	敷地外駐車場
9	断面図	1/300 以上	敷地外駐車場
10	立面図	1/300 以上	敷地外駐車場
11	駐車場の写真	4～5枚	敷地外駐車場

※番号2～10の各図面に明示すべき事項は、規則別表第3に記載のとおりです。

※番号8～10の各図面については、建築物である駐車場に限り添付が必要です。

※特殊な装置を用いる場合は、大臣認定書等の写しを添付してください。

(5) 承認について

- ・ 申請内容を審査し、基準を満たしている場合は、承認条件を付して駐車施設等承認書2通をお渡しします。(この2通は、建築確認申請の正副に綴じてください。)
- ・ 基準を満たしていない場合は、その理由を付して通知します。

駐車施設等承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者) 住所

(法人にあっては事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

㊞

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第3項の承認を受けたいので、同条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 内 容		新 規 ・ 変 更 (前承認番号：第 号)			
申 請 理 由					
敷地外駐車施設等の概要	駐 車 場 名 称				
	位 置	区 丁目			
	規 模	台 (内 台) 台 (内 台：自動二輪車)			
	構 造	自走式 ・ 機械式 / 建物内 ・ 建物外			
	共同駐車場指定年月日	年 月 日	共同駐車場指定番号	第 号	
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区 丁目			
	敷 地 面 積	m ²	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区			
	延 面 積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		m ²	m ²	m ²	
	附 置 義 務 台 数	台 台 (自動二輪車)	設 置 台 数	台 台 (自動二輪車)	
	工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月	
代 理 人	住所				
	氏名 印 TEL				

注) 申請者の氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

駐車施設等使用承諾書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(承諾者) 住所
氏名
(TEL)



建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 9 条第 1 項の駐車施設として使用することについては、下記のとおり承諾します。

記

1. 駐車場名称
2. 駐車場の位置
3. 契約者
住所
氏名
4. 契約台数

台

駐車施設等承認書

大阪市指令都計（駐）第 号
年 月 日

（申請者）

住所

氏名

様

大阪市長

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第8条第1項の規定により
年 月 日付けで申請のあった件については、次のとおり承認します。

（承認条件）

1. 添付している申請内容について承認する。
2. 申請建築物が存続する限り、敷地外駐車場に駐車施設等を設置しつづけること。
3. 申請建築物の所有者が変更になった場合には、次の所有者に対して当該申請にかかる内容を継承すること。
4. 申請建築物に、敷地外駐車場に駐車施設等を設置していることを示す表示板を掲げること。
5. 敷地外駐車場に駐車施設等を設置していることを証する報告書を毎年1回提出すること。
6. 敷地外駐車場に設置する駐車施設等に変更が生じた場合には、あらかじめ変更承認申請の手続きを行うこと。

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

7. 敷地外設置にかかる継続設置の報告について

附置義務駐車施設等を敷地外駐車場に設置した建築主は、当該駐車施設等の現況（敷地外駐車施設等の設置状況）について、毎年1回、市に報告する必要があります。（規則第8条第3項第2号）

- ・ 報告書 1 通（別記様式見本あり）
- ・ 付近見取図 1 通（当該敷地と敷地外駐車場の位置を示してください）

報 告 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所

(法人にあっては事務所の所在地)

(甲) 氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

㊟

大阪市指令都計（駐）第 号で承認を受けた駐車施設等の設置状況について、建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第8条第3項第2号の規定により、駐車場の管理者の意見を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 建築物の名称

2. 建築物の位置

3. 敷地外駐車場の名称

4. 敷地外駐車場の位置

5. 設置台数

台

6. 駐車場管理者の意見

甲は、乙が管理する駐車場において、上記のとおり駐車施設等を確保しております。

(乙) 住所

氏名

(TEL)

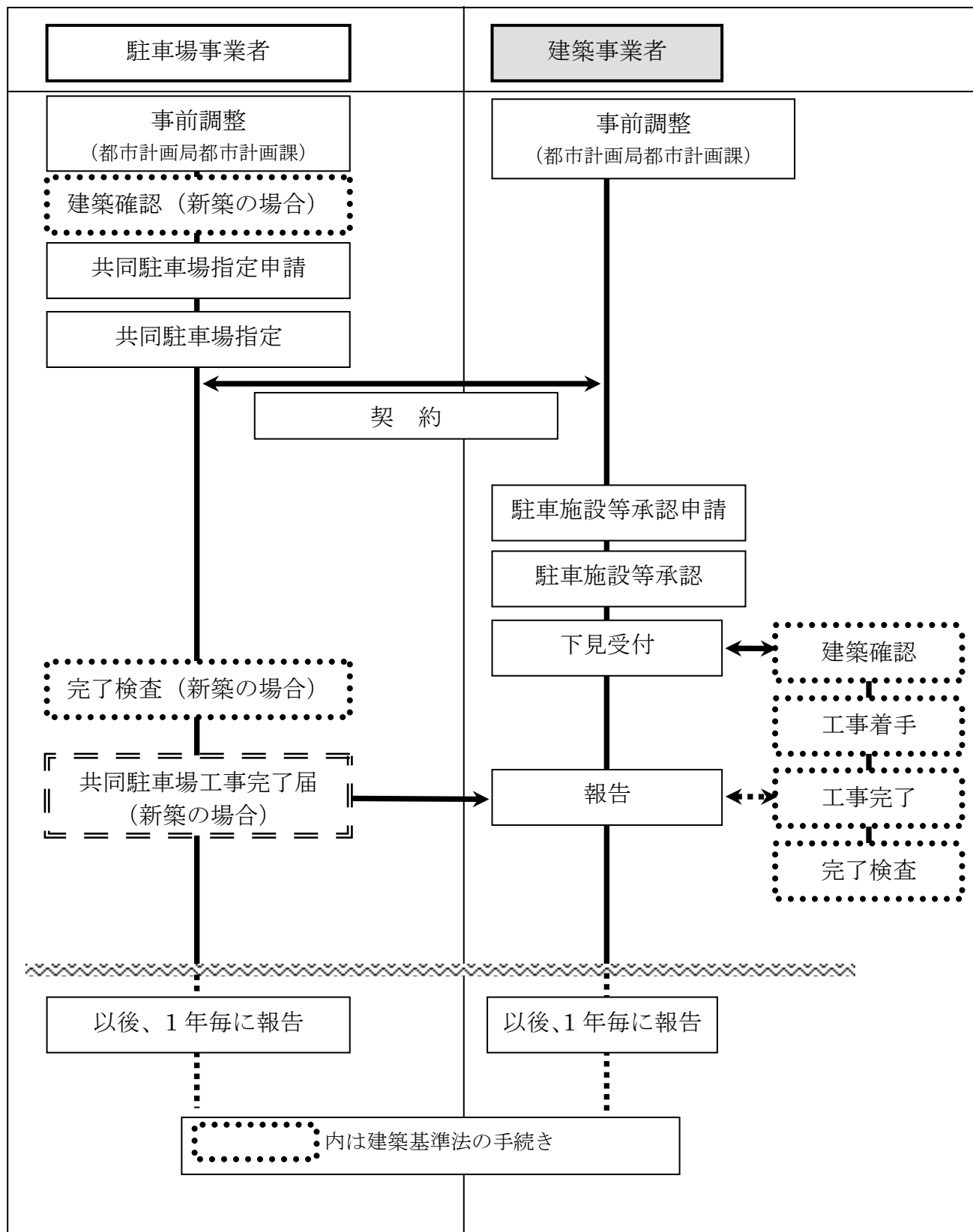
㊟

注) 報告者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

8. 共同駐車場への設置（条例第9条第2項）について

市長が指定する共同駐車場に附置義務駐車施設等を設置する場合は、当該建築物の敷地内に附置義務駐車施設等を附置しないことができます。

＜附置義務駐車施設等の共同駐車場への設置にかかる手続きの流れ＞

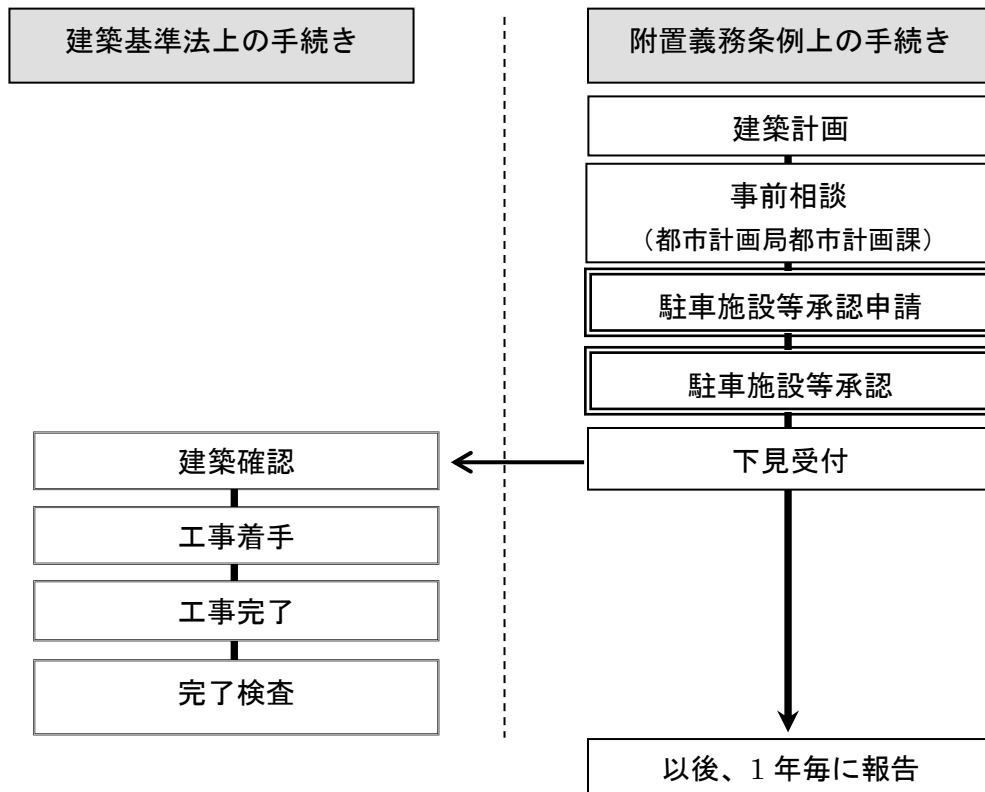


共同駐車場に附置義務駐車施設等を設置するための承認（建築事業者の手続き）

（１）承認に必要な条件（いずれにも該当）（基準第８条）

- ア．当該建築物の敷地内に駐車施設等（荷捌きのための駐車施設等を除く）を附置することが当該建築物周辺の交通、土地利用の状況からみて好ましくないこと。
- イ．当該建築物の敷地からおおむね 350m 以内の共同駐車場に駐車施設等を設置すること。
- ウ．当該共同駐車場に設置する駐車施設等の台数が当該共同駐車場として指定されている台数の 2 分の 1 以下であること。

（２）承認及び建築行為の手続きの流れ



※申請から承認までの間に約 2 週間必要です。

(3) 承認の申請に必要な書類

条例第9条第2項の適用を受けようとする場合は建築確認申請前にあらかじめ市長の承認を得る必要があります。(条例第9条第3項、規則第8条第1項)

・ 駐車施設等承認申請書 3通 (このうち、2通は写しでも結構です)

・ 駐車施設等承認申請書の添付書類 各3通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	駐車施設等使用承諾書		別記様式見本あり
2	付近見取図	1/5,000 以上	
3	配置図	1/300 以上	予定建築物
4	各階平面図	1/300 以上	予定建築物
5	断面図	1/300 以上	予定建築物
6	立面図	1/300 以上	予定建築物
7	配置図	1/300 以上	共同駐車場
8	各階平面図	1/300 以上	共同駐車場
9	断面図	1/300 以上	共同駐車場
10	立面図	1/300 以上	共同駐車場
11	駐車場の写真	4～5枚	共同駐車場

※番号2～10の各図面に明示すべき事項は、規則別表第3に記載のとおりです。

※特殊な装置を用いる場合は、大臣認定書等の写しを添付してください。

(4) 承認について

- ・ 申請内容を審査し、基準を満たしている場合は、承認条件を付して駐車施設等承認書2通をお渡しします。(この2通は、建築確認申請の正副に綴じてください。)
- ・ 基準を満たしていない場合は、その理由を付して通知します。

駐車施設等承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者) 住所

(法人にあっては事務所の所在地)

氏名

㊟

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第3項の承認を受けたいので、同条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 内 容		新 規 ・ 変 更 (前承認番号：第 号)			
申 請 理 由					
敷地外駐車施設等の概要	駐 車 場 名 称				
	位 置	区 丁目			
	規 模	台 (内 台) 台 (内 台：自動二輪車)			
	構 造	自走式 ・ 機械式 / 建物内 ・ 建物外			
	共同駐車場指定年月日	年 月 日	共同駐車場指定番号	第 号	
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区 丁目			
	敷 地 面 積	m ²	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区			
	延 面 積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		m ²	m ²	m ²	
	附 置 義 務 台 数	台 台 (自動二輪車)	設 置 台 数	台 台 (自動二輪車)	
	工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月	
代 理 人	住所				
	氏名 印 TEL				

注) 申請者の氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

駐車施設等使用承諾書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(承諾者) 住所
氏名
(TEL)

㊞

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第2項の駐車施設等として使用する
ることについては、下記のとおり承諾します。

記

1. 駐車場名称

2. 駐車場の位置

3. 契約者

住所

氏名

4. 契約台数

台

駐車施設等承認書

大阪市指令都計（駐）第 号
年 月 日

（申請者）

住所

氏名

様

大阪市長

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第8条第1項の規定により
年 月 日付けで申請のあった件については、次のとおり承認します。

（承認条件）

1. 添付している申請内容について承認する。
2. 申請建築物が存続する限り、共同駐車場に駐車施設等を設置しつづけること。
3. 申請建築物に、共同駐車場に駐車施設等を設置していることを示す表示板を掲げること。
4. 共同駐車場に駐車施設等を設置していることを証する報告書を毎年1回提出すること。
5. 共同駐車場に設置する駐車施設等に変更が生じた場合には、あらかじめ変更承認申請の手続きを行うこと。

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

9. 共同駐車場への設置にかかる継続設置の報告について

附置義務駐車施設等を共同駐車場に設置した建築主は、当該駐車施設等の現況（共同駐車場の設置状況）について、毎年1回、市に報告する必要があります。（規則第8条第3項第2号）

- ・ 報告書 1 通（別記様式見本あり）
- ・ 付近見取図 1 通（当該敷地と共同駐車場の位置を示してください）

報 告 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所

(法人にあっては事務所の所在地)

(甲) 氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

㊟

大阪市指令都計（駐）第 号で承認を受けた駐車施設等の設置状況について、建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第8条第3項第2号の規定により、駐車場の管理者の意見を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 建築物の名称

2. 建築物の位置

3. 敷地外駐車場の名称

4. 敷地外駐車場の位置

5. 設置台数

台

6. 駐車場管理者の意見

甲は、乙が管理する駐車場において、上記のとおり駐車施設等を確保しております。

(乙) 住所

氏名

(TEL)

㊟

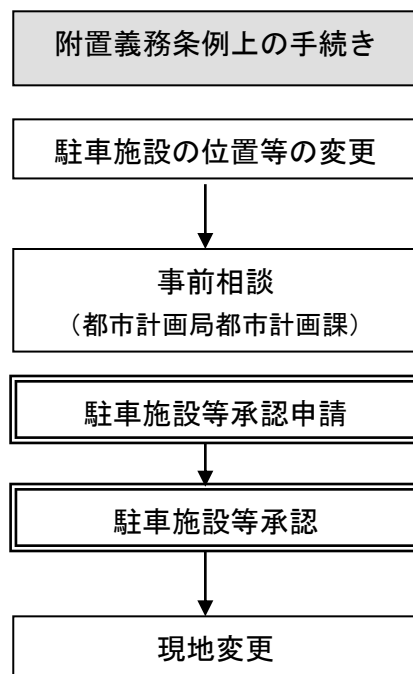
注) 報告者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

10. 敷地内の駐車施設等の位置等の変更について（条例第9条第3項）

建築物の竣工後、敷地内の附置義務駐車施設等の位置、規模及び構造を変更する場合は、あらかじめ市長の承認が必要です。（条例9条第3項、規則第8条第2項）

ただし、確認申請手続きを行う場合は、この限りではありません。

（1）承認の手続きの流れ



※申請から承認までの間に約2週間必要です。

（2）承認の申請に必要な書類

・ 駐車施設等承認申請書 2通（このうち、1通は写しでも結構です。）

・ 駐車施設等承認申請書の添付書類 各2通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	付近見取図	1/5,000 以上	
2	配置図	1/300 以上	(変更前後の図面)
3	各階平面図	1/300 以上	(変更前後の図面)
4	断面図	1/300 以上	(変更前後の図面)
5	立面図	1/300 以上	(変更前後の図面)

※番号2～5の各図面に明示すべき事項は、規則別表4に記載のとおりです。

なお、変更前と変更後の図面に変更がない場合は、添付不要です。

（3）承認について

- ・ 申請内容を審査し、支障がない場合は、条件を付して駐車施設等承認書をお渡しします。
- ・ 支障がある場合は、理由を付して通知します。

駐車施設等承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあっては事務所の所在地）

氏名

㊟

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第3項の変更承認を受けたいので、同条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 理 由					
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区 丁目			
	敷 地 面 積	m ²	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区			
	延 面 積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		m ²	m ²	m ²	
	附 置 義 務 台 数	台 台 (自動二輪車)	設 置 台 数	台 台 (自動二輪車)	
	工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月	
前 承 認 番 号	第 号				
代 理 人	住所 氏名 印 TEL				

注) 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

駐車施設等承認書

大阪市指令都計（駐）第 号
年 月 日

（申請者）

住所

氏名

様

大阪市長

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第8条第2項の規定により
年 月 日付けで申請のあった件については、次のとおり承認します。

（承認条件）

1. 添付している申請内容について承認する。

11. 措置命令書について（条例第 13 条、規則第 9 条）

市長は、条例第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条又は第 11 条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設等の附置又は設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができます。

違反している場合は、次の措置命令書を駐車施設等の所有者又は管理者に交付して必要な措置を命令することになりますので、命令を受けた場合は速やかに措置を講じてください。

大阪市指令都計(駐命)第 号
年 月 日

(宛て先)

大阪市長

措置命令書

1) 建築物の所在地

大阪市 区

2) 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 条の規定に違反しているので同条例第13条の規定により下記のとおり命ずる。

記

1) 措 置.....
.....
.....

2) 理 由.....
.....
.....

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第6 駐車施設整理票の提出について

条例等の規定に基づき、確認申請に必要な駐車施設等の協議が終了した段階で、駐車場担当者（都市計画局都市計画課）から、別紙様式の駐車施設整理票をお渡ししますので、必要事項の記入や必要図面の添付のうえ、確認申請の下見時に持参してください。

■附置義務駐車施設整理票

1 建築主 住所 会社名 代表者 番 () ー			※受付 (整理) 附No.		
2 建築物 名称 位置 大阪市 区 丁目 ー			※ゾーンNo. 		
3 届出の種類 ☐ 新規 ☐ 変更 (旧No.)					
4 用途地域 (当該敷地の最も大きな部分が属する地域) ☐ 一中住専 ☐ 二中住専 ☐ 一種住居 ☐ 二種住居 ☐ 準住居 ☐ 住居 ☐ 近隣商業 ☐ 商業 ☐ 準工業 ☐ 工業 ☐ 工専			5 届出の事由 ☐ 新築 ☐ 増築 (旧No.)		
6 その他の地域地区 ☐ 駐車場整備地区 ☐ 商業・近隣商業地域 ☐ 周辺地区			7 工事着手予定日 年 月 日		
8 建築物の用途分類 ☐ 官公署 ☐ 運輸 ☐ 供給処理 ☐ 文教 ☐ 医療厚生 ☐ 興行 ☐ 遊興宿泊 ☐ 販売商業 ☐ 業務 ☐ 工業 ☐ 住居 ☐ その他			9 工事完了予定日 年 月 日		
10 建築物の規模 (申請部分) (申請部分以外) (合計) 敷地面積 m ² m ² m ² 建築面積 m ² m ² m ² 延床面積 m ² m ² m ² 容積対象面積 m ² m ² m ² 車庫面積 m ² m ² m ²			11 用途別床面積 (特定用途部分) m ² (非特定用途部分) m ²		
13 設置台数 (二輪または荷物の振替のある場合は振替後の台数を記載) (申請部分) (申請部分以外) (合計) 台 台 台 [うち 二輪振替 台] [二輪 台] [二輪 台] [うち 荷物振替 台] [荷物 台] [荷物 台] [特例 台] [特例 台] [特例 台]			12 住宅戸数 ファミリー 戸 ☐ 分譲 ワンルーム 戸 ☐ 賃貸 (計) 戸		
14 附置義務駐車台数 (申請部分) (申請部分以外) (合計) 台 台 台			※共同住宅指導駐車台数 共同住宅以外 共同住宅 合計 附置義務 指導台数 台 + 台 = 台		
15 附置義務駐車台数計算式 (切上げ台数) (分子) = 台 (分母)			16 駐車場の機械種別 ☐ ターンテーブル 第 号 ☐ タワーパーキング 第 号 ☐ 水平循環 第 号 ☐ 多層循環 第 号 ☐ 平面往復方式 第 号 ☐ 二・多段駐車 第 号 ☐ エレベーター方式 第 号 ☐ エレベーター方式 第 号 ☐ カーリフト方式 第 号 ☐ その他 第 号 ()		
17 特例駐車場がある場合のみ記入 所在地 大阪市 区 丁目 ー 名称 承認No.					
18 駐車場の形態別分類 特例駐車場がある場合は<朱書き>すること (広場) (地上 階～ 階) (地下 階～ 階) (合計) 自走式 台 台 台 台 機械式 台 台 台 台					
19 代理者 住所 会社名 氏名 番 () ー			※駐車場出入口の設備 ☐ 警報装置 ☐ 信号装置 ☐ その他 ()		
※備考 見本			※区分 ☐ 大規模 (ー) ☐ 総合設計 ☐ 再地区 ☐ 夜間振替 ☐ 500m ² 以上 ☐ 二輪振替 ☐ 福祉		

※欄は記入しないこと

自 動 二 輪 車				
21 設置台数(四輪への振替がある場合は振替後の台数を記載)			20 用途別床面積	
(申請部分)	(申請部分以外)	(合計)	(店舗等特定用途部分)	㎡
台	台	台	(その他特定用途部分)	㎡
[特例] 台	[特例] 台	[特例] 台		
22 附置義務駐車台数			※共同住宅指導駐車台数	
(申請部分)	(申請部分以外)	(合計)	共同住宅以外 附置義務	共同住宅 指導台数
台	台	台	合計	
23 附置義務駐車台数計算式			台 + 台 = 台	
(切上げ台数)			※備考	
$\frac{\text{(分子)}}{\text{(分母)}} = \text{台}$				
24 駐車場の形態別分類特例駐車場がある場合は(朱書き)すること				
(広場)	(地上 階～ 階)	(地下 階～ 階)	(合計)	
自走式	台	台	台	台
機械式	台	台	台	台
付 近 見 取 図				
配 置 図 (駐車施設の概要がわかる図面を添付すること)				

■共同住宅駐車施設整理票

1 建築主 住所 会社名 代表者 電話番号 () -			※受付 (整理) 住No.	
2 建築物 名称 位置 大阪市 区 丁目 -		※ゾーンNo. 	3 届出の種類 ☐ 新規 ☐ 変更 (旧No.)	
4 用途地域 (当該敷地の最も大きな部分が属する地域) ☐ 一中住専 ☐ 二中住専 ☐ 一種住居 ☐ 二種住居 ☐ 準住居 ☐ 住居 ☐ 近隣商業 ☐ 商業 ☐ 準工業 ☐ 工業 ☐ 工専			5 届出の事由 ☐ 新築 ☐ 増築 (旧No.)	
6 その他の地域地区 ☐ 駐車場整備地区 ☐ 商業・近隣商業地域 ☐ 周辺地区			7 工事着手予定日 年 月 日	
8 建築物の規模 (申請部分) (申請部分以外) (合計) 敷地面積 m ² m ² m ² 建築面積 m ² m ² m ² 延床面積 m ² m ² m ² 容積対象面積 m ² m ² m ² 車庫面積 m ² m ² m ²			9 工事完了予定日 年 月 日	
11 設置台数 (二輪振替のある場合は振替後の台数を記載) (申請部分) (申請部分以外) (合計) 台 台 台 [うち 二輪振替 台] [二輪 台] [二輪 台] [特例 台] [特例 台] [特例 台]			10 住宅戸数 ファミリー 戸 ☐ 分譲 ワンルーム 戸 ☐ 賃貸 (計) 戸	
13 指導駐車台数 (申請部分) (申請部分以外) (合計) 台 台 台			12 住宅以外の併用用途	
15 指導駐車台数計算式 (ファミリー戸数) (ワンルーム戸数) (切上げ台数) (戸) × $\begin{pmatrix} 0.30 \\ 0.35 \\ 0.40 \\ 0.50 \end{pmatrix}$ + (戸) × 0.10 = 台			14 駐車場換算設置率 %	
17 特例駐車場がある場合のみ記入 所在地 大阪市 区 丁目 - 名称 協議No.			16 駐車場の機械種別 ☐ ターンテーブル第 号 ☐ タワーパーキング第 号 ☐ 水平循環第 号 ☐ 多層循環第 号 ☐ 平面往復方式第 号 ☐ 二・多段駐車第 号 ☐ エレベーター方式第 号 ☐ エレベーター方式第 号 ☐ カーリフト第 号 ☐ その他第 号 ()	
18 駐車場の形態別分類 特例駐車場がある場合は<朱書き>すること (広場) (地上 階～ 階) (地下 階～ 階) (合計) 自走式 台 台 台 台 機械式 台 台 台 台			※駐車場出入口の設備 ☐ 警報装置 ☐ 信号装置 ☐ その他 ()	
19 代理者 住所 会社名 氏名 電話番号 () -			20 区分 ☐ 大規模 (-) ☐ 総合設計 ☐ 再地区 ☐ 500m ² 以上 ☐ 福祉 ☐ 二輪振替	
※備考 見本				

※欄は記入しないこと

自 動 二 輪 車				
22 設置台数(四輪への振替がある場合は振替後の台数を記載) (申請部分) 台 (申請部分以外) 台 (合計) 台 [特例] 台 (特例) 台 (特例) 台			21 住宅以外の併用用途別床面積 (店舗等特定用途部分) ㎡ (その他特定用途部分) ㎡	
23 指導駐車台数 (申請部分) 台 (申請部分以外) 台 (合計) 台				
24 指導駐車台数計算式 (ファミリー戸数) (ワンルーム戸数) (切上げ台数) (戸) × [0.02] + (戸) × [0.03] = 台			※備考	
25 駐車場の形態別分類 特例駐車場がある場合は(朱書き)すること (広場) (地上 階～ 階) (地下 階～ 階) (合計) 自走式 台 台 台 台 機械式 台 台 台 台				
付 近 見 取 図				
配 置 図 (駐車施設の概要がわかる図面を添付すること)				